

# 第二次稲城市保健福祉総合計画

ともに生き、ともにつくる まちづくり



概要版

稲 城 市



©K Okawara・Jet Inoue

# 第二次稲城市保健福祉総合計画とは…

稲城市では、市民を取り巻く保健福祉環境が大きく変化するなかで、市民が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう「第二次稲城市保健福祉総合計画」を策定しました。

「第二次稲城市保健福祉総合計画」は、平成18年に策定された「稲城市保健福祉総合計画」を見直し、評価をする一方、それらを踏まえつつ新たな課題への対応を図る計画です。

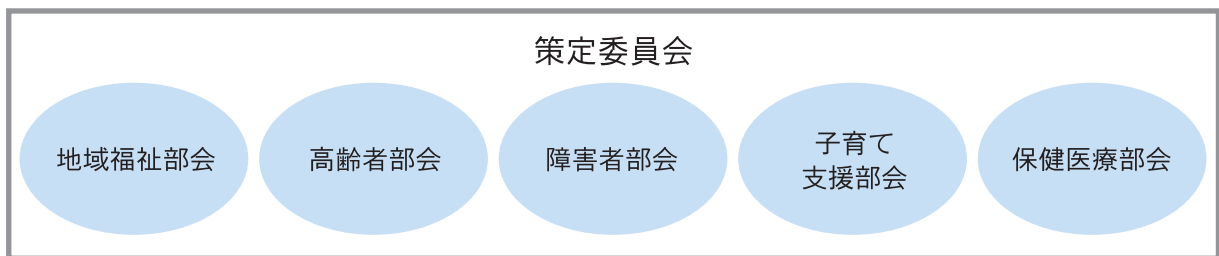
また、市の基本構想である「第四次稲城市長期総合計画」に即した、保健福祉に関する総合的な計画です。

## 策定の経過

計画策定にあたっては、市民参加による計画づくりに取り組みました。

### (1) 策定委員会の設置と情報公開

福祉に関する関係団体の代表や保健福祉関係機関、一般公募などによる市民の協力を得て、5つの専門部会から構成される策定委員会を設置し、各部会および全体会で審議を図りました。また、審議内容については、市のホームページで公開しました。

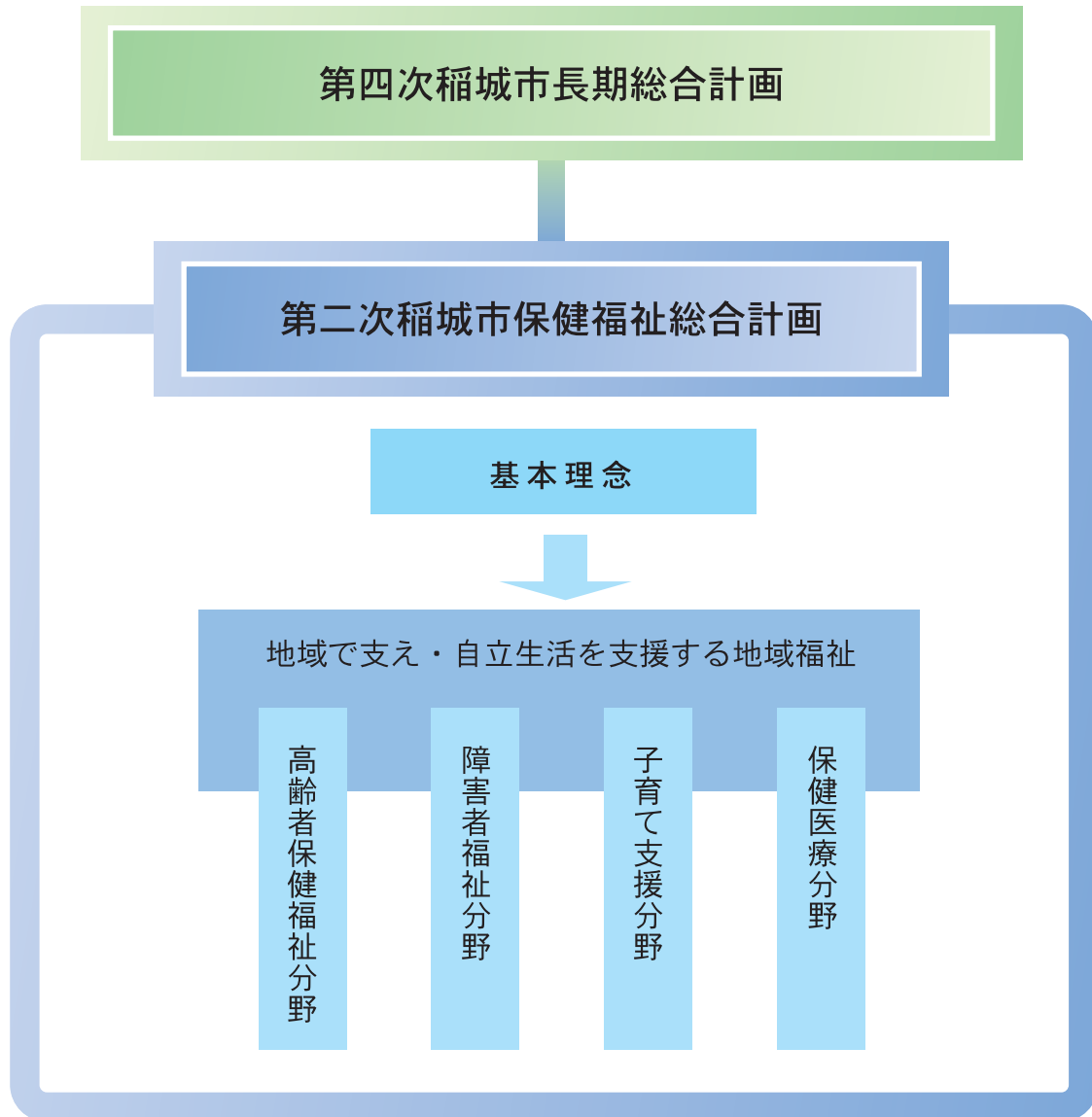


### (2) 市民アンケート調査の実施

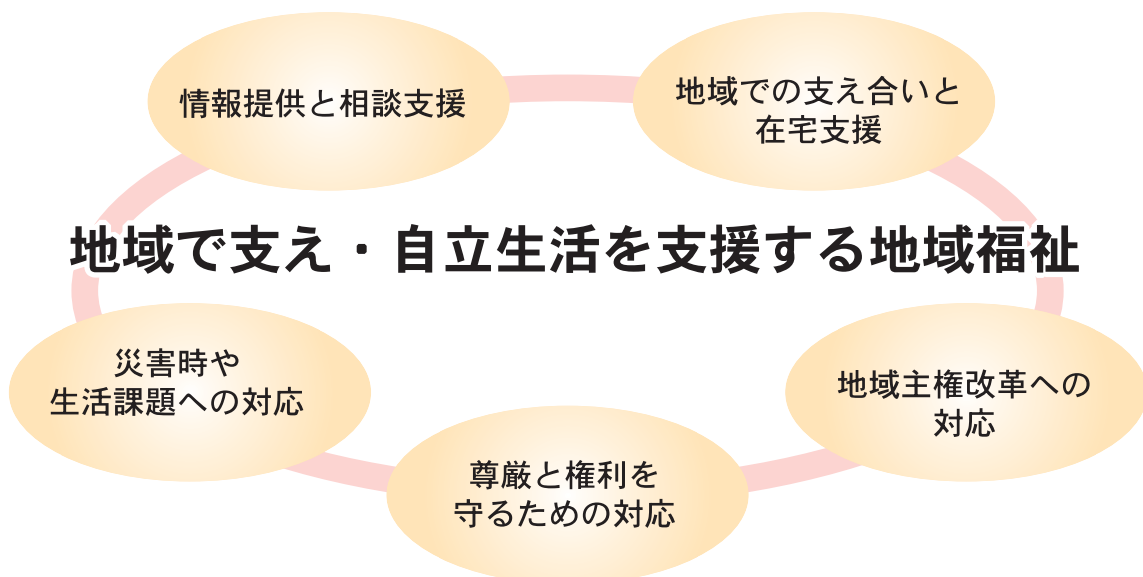
市民の意識や行動を把握し、より適切で効果的な施策とするため、6種類のアンケート調査を実施しました。

① 地域福祉	20歳以上の市民	2,000人
② 高齢者	65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方	2,000人
③ 障害者	身体障害「身体障害者手帳」所持の方	1,777人
	知的障害「愛の手帳（療育手帳）」所持の方	385人
	精神障害「精神障害者保健福祉手帳」所持、または「自立支援医療制度（精神通院）」利用の方	862人
④ 子育て支援	20歳以上60歳未満の市民	2,000人
⑤ ひとり親家庭	20歳以上のひとり親	500人
⑥ 保健医療	20歳以上の市民	2,500人

● 第二次稲城市保健福祉総合計画の位置づけと構成 ●



今後の課題



# 基本理念と目標



## コミュニティソーシャルワークとは

サービス利用者それぞれの家族関係や生活環境に即し、どのような自立生活上の支援が必要であり、かつ本人が何を求めているかを明らかにするなかで、制度化されたサービス提供のみならず、近隣住民やボランティアによる援助を含めて、その人なりの地域自立生活支援を考えていこうとするものです。

## ● 基本的考え方

### 総合性の尊重

福祉サービスの利用者および同居家族の生活全体を考え、その人らしい自立した生活を送れるよう必要なサービスを総合的に提供する。

### 主体性の尊重

福祉サービス利用者の意志が尊重され、サービスや生活の場の選択ができ、かつ提供されたサービスを評価することを保障する。

### 地域性の尊重

住み慣れた地域で、身近に福祉サービスが利用でき、日常生活を安定的に継続することのできる環境を整備する。

### 社会性の尊重

社会性や自己実現につながる新たな支え合いの仕組みを構築するとともに、多様な交流の機会を確保する。

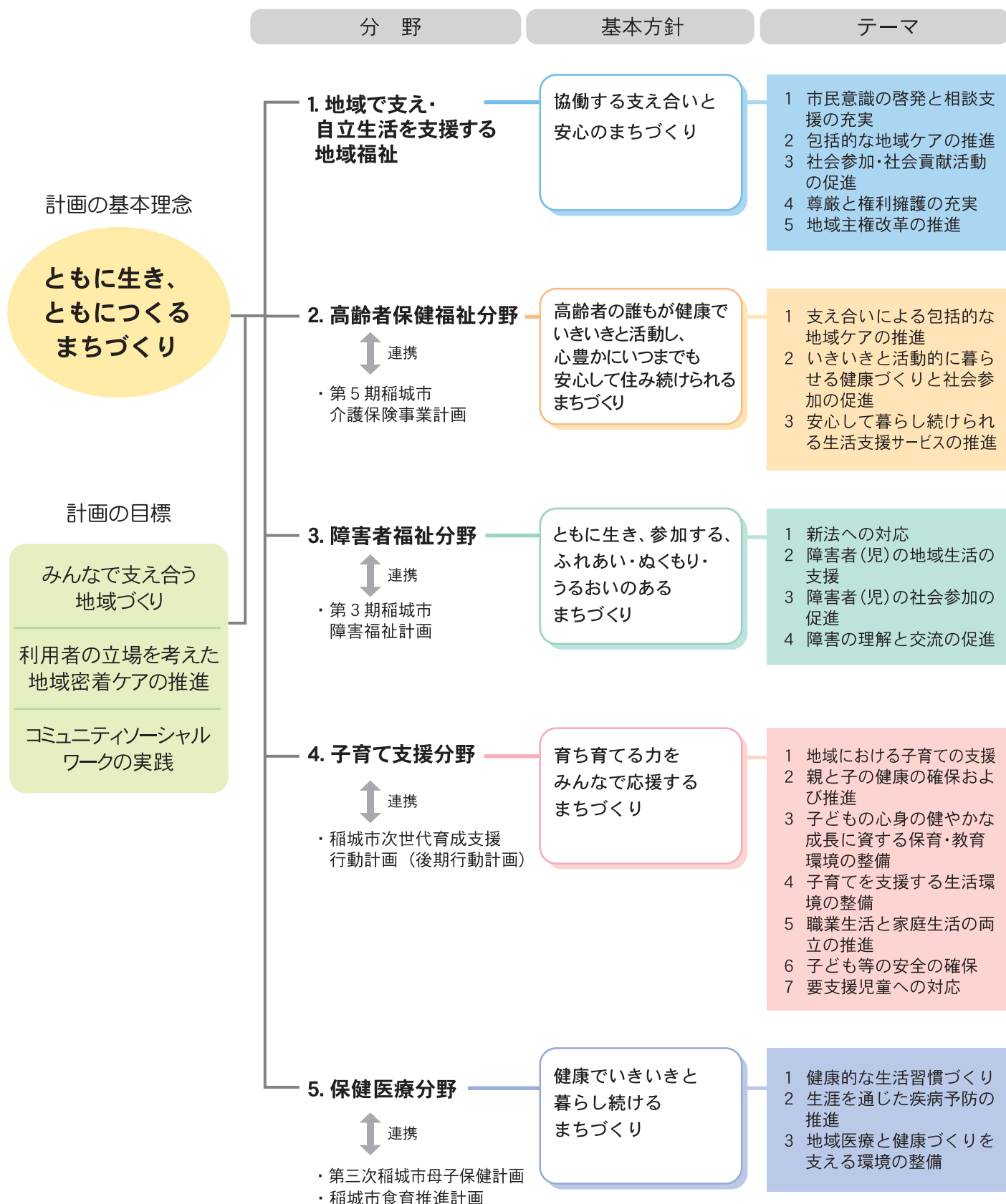
### 文化性・ 快適性の尊重

より住みやすく、活力に満ちた良質の生活環境を整え、持続可能な社会をつくる。



# 計画の体系

基本理念と計画の目標のもと、5つの基本計画ごとに基本方針、テーマを定め、施策や事業を推進していきます。



# I 地域で支え・自立生活を支援す

## 基本方針

# 協働する支え合いと安心のまちづくり

高齢になっても、障害があっても、一人ひとりが尊厳をもって住み慣れた地域で安心のある生活を送れるようにするためには、制度によるサービスの充実とあわせて地域住民が相互に支え合う必要があります。

そのため、サービス基盤の整備を進める一方、地域における生活課題を含む幅広い取り組みに向け、行政の役割を見直しながら地域住民、自治会等の地域団体、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、社会福祉協議会などさまざまな活動主体が適切な役割分担のもと協働する支え合いと安心のまちづくりを推進します。

### 協働とは

市民、地域活動主体、行政がお互いの自立性を尊重し合い、対等の立場でそれぞれの役割に応じて、共通の目的を達成するために協力することをいいます。

### ソーシャル・インクルージョンとは

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念です。

## テーマ 1

### 市民意識の啓発と 相談支援の充実

高齢者も若者も、障害のある人も、そうでない人も、ともに暮らし、ともに生きる社会、ソーシャルインクルージョンの実現に向けた市民意識の啓発に努めます。また、地域の総合的な相談支援機能の充実、わかりやすい情報提供とそれが必要な人に迅速に届く仕組みづくりに取り組みます。

- 施策**
- (1) ソーシャルインクルージョンの推進
  - (2) 相談支援機能の充実
  - (3) 必要な人への情報提供

## テーマ

### 2

## 包括的な地域ケアの推進

住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、制度によるサービス基盤の整備を進めます。また、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービスを担う専門機関や民間事業者、NPO、ボランティアなどと協力・連携して、地域の安全・安心を支える地域包括ケア体制の整備を図ります。

- 施策** (1) 見守り・支え合いの地域づくり  
(2) 在宅生活を支える環境の整備  
(3) 災害時の要援護対策

## テーマ

### 3

## 社会参加・社会貢献活動の促進

社会参加や社会貢献活動を始めようとする人たちへのきっかけの場や機会をつくり、ボランティア活動やNPOなどの活動に幅広い市民の参加を得て生活課題を解決するという支え合いの地域づくりにつなげます。また、誰もが利用しやすい施設整備や交通手段の確保などを推進します。

- 施策** (1) 幅広い社会参加・社会貢献活動の促進  
(2) 高齢者・障害者の社会参加促進  
(3) ユニバーサルデザインの推進

## テーマ

### 4

## 尊厳と権利擁護の充実

サービス利用者が安心してサービスを選択できるよう事業者への働きかけや苦情解決への迅速な対応、判断能力が低下した人の権利を守るための取り組み、地域と関係機関との連携による虐待防止への取り組みなど、市民の権利が守られる体制づくりを図ります。

また、生活困難な市民へ生活の安定と自立を支援します。

- 施策** (1) サービス利用者の権利擁護  
(2) 子ども、高齢者、障害者の虐待防止  
(3) 生活の安定と自立への支援

## テーマ

### 5

## 地域主権改革の推進

地域主権改革を積極的に推進できるよう準備を進めます。また、福祉人材や介護サービスの担い手などの資質向上に努めます。

- 施策** (1) 組織体制の拡充  
(2) サービス事業者への指導と質の向上

# Ⅱ 高齢者保健福祉分野

## 基本方針

**高齢者の誰もが健康で  
いきいきと活動し、  
心豊かにいつまでも安心して  
住み続けられるまちづくり**

高齢者が安心して暮らしていける住みよいまちづくりを目指すため、高齢者の個人としての尊厳を重んじ、健康の保持、生きがいのある生活の持続、地域社会の担い手としての自覚・活動などを支援します。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなかで、地域の中で新たな支え合いの仕組みをつくり、福祉によるコミュニティづくりを推進します。

支援を必要とする高齢者が安心して過ごすことができるよう、介護保険制度はもとより介護保険制度以外のサービス等を含めた施策を総合的に推進し、高齢者保健福祉の充実に努めます。



テーマ  
1

## 支え合いによる包括的な地域ケアの推進

地域包括支援センターの整備と機能強化を推進します。自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPOやボランティアなどの協力を得て、地域の支え合い活動の環境整備を進め、見守りや認知症高齢者の支援、高齢者の安全・安心の確保につなげます。

また、家族介護者の支援などを総合的に推進します。

- 施策**
- (1) 地域包括支援センターの機能強化
  - (2) 地域での見守り・声かけ・支え合いの推進
  - (3) 認知症高齢者対策の強化
  - (4) 高齢者の安全・安心の確保
  - (5) 家族介護者の支援

テーマ  
2

## いきいきと活動的に暮らせる健康づくりと社会参加の促進

高齢者の健康づくりと介護予防を推進することにより、身体機能の維持、社会参加の促進に努めます。また、ふれあいと交流を楽しみながら積極的な社会参加・地域貢献活動を担うとともに、就労意欲のある高齢者の就労支援など高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう支援します。

- 施策**
- (1) 健康づくりと介護予防の推進
  - (2) ふれあいと交流の促進
  - (3) 社会参加・地域貢献活動の促進
  - (4) 就労の支援

テーマ  
3

## 安心して暮らし続けられる生活支援サービスの推進

高齢者の施設や在宅生活での生活を支えるサービスが充実するよう計画的なサービス基盤の整備やサービスの充実を図るとともに、高齢者がいつまでも暮らすことのできる住まいの環境の整備に努めます。また、権利擁護事業や成年後見制度を普及・啓発、利用促進することにより、地域での安心した暮らしを守ります。

- 施策**
- (1) 利用しやすいサービス提供
  - (2) サービス基盤の整備
  - (3) 日常生活支援サービスの推進
  - (4) 住まい環境の整備
  - (5) 権利擁護と苦情対応

# III 障害者福祉分野

## 基本方針

# ともに生き、参加する、 ふれあい・ぬくもり・うるおいのある まちづくり

平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法第 1 条（目的）には「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と記載されています。

この理念は、第一次計画で掲げた「ともに生き、参加する、ふれあい・ぬくもり・うるおいのあるまちづくり」という基本方針に共通するものであり、今後の障害福祉のあるべき姿を表しています。

本計画は、法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画でもあることから、この法の趣旨に則った障害のある人の自立および社会参加の支援等の施策の基本的な考え方を示すとともに、第一次計画の「ともに生き、参加する、ふれあい・ぬくもり・うるおいのあるまちづくり」という基本方針を継承し、稲城らしさのあるまちづくりの実現を目指します。

テーマ  
1  
新法への対応

迅速な情報収集に努め実施体制を確保するとともに、本人や家族その他の支援者に対して適切に情報提供を行います。

- 施策 (1) 「障害者総合福祉法」(仮称)への対応  
(2) 「整備法」への対応  
(3) 各法への対応

テーマ  
2  
障害者(児)の  
地域生活の支援

安心して地域の中で暮らし続けることができるよう、必要なサービスの確保および相談体制の充実を図ります。また、発達障害や高次脳機能障害などのさまざまな障害への支援、防災体制や権利擁護体制の充実・強化に努めます。

- 施策 (1) 相談支援の充実  
(2) 障害福祉サービスの推進  
(3) ライフステージに対応した支援の充実  
(4) 発達障害者の支援  
(5) 重度重複障害者の支援  
(6) 高次脳機能障害者の支援  
(7) 防災対策の充実  
(8) 権利擁護の推進

テーマ  
3  
障害者(児)の  
社会参加の促進

就労支援センターを中心にハローワーク、企業などと連携を図りながら、支援を一層充実するとともに、障害のある人がそれぞれのライフステージに応じて社会参加していけるよう、継続した支援を行います。

また、道路や建物等のバリアフリー化やユニバーサルデザインへの取り組みを推進することで、外出しやすいまちづくりを進めます。

- 施策 (1) 就労支援の充実  
(2) 本人活動の推進  
(3) 団体活動の支援  
(4) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

テーマ  
4  
障害の理解と交流の  
促進

障害の有無にかかわらず市民がお互いに理解しあい、助けあえる社会を実現するために、障害についての普及・啓発活動を推進するとともに、交流の場の確保に努めます。

- 施策 (1) 障害者理解の促進  
(2) 交流活動の実施

# IV 子育て支援分野

## 基本方針

# 育ち育てる力を みんなで応援するまちづくり

すべての子育て家庭を応援するとともに、子育てすることの楽しさを広げ、育児不安を解消することに力を入れていきます。また、子どもの成長が世代を超えて市民を結ぶことができるよう、地域の子育て支援に努めます。

### テーマ

## 1

### 地域における子育ての 支援

子育ての総合窓口としての役割を果たしている子ども家庭支援センターを中心に、相談、交流、仲間づくりなど子育て支援事業を拡充します。保育サービスや学童クラブについては、市民ニーズに応えることができるよう、民営化を視野に入れた整備や質の向上を図ります。

引き続き子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

- 施策**
- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
  - (2) 保育サービスの充実
  - (3) 子育てに関する相談の充実と情報提供
  - (4) 子育てグループ等への支援
  - (5) 児童の健全育成
  - (6) 経済的支援の充実

### テーマ

## 2

### 親と子の健康の確保 および推進

母子保健の一層きめ細やかな取り組みに努めます。また食育の重要性についても啓発・普及に努めます。

子どもが安心して受けられる小児医療体制を充実します。

- 施策**
- (1) 子どもや母親の健康の確保
  - (2) 食育の推進
  - (3) 思春期保健対策の充実
  - (4) 小児医療の充実

テーマ  
3

## 子どもの心身の 健やかな成長に資する 保育・教育環境の整備

子ども家庭支援センターや保育所、幼稚園などの協力を得て、乳幼児とふれあう育児・保育体験などを実施し、いのちの重み、親子の絆、育児の大切さを学ぶ機会を提供します。

- 施策 (1) 次代の親の育成  
(2) 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備  
(3) 家庭や地域の教育力の向上

テーマ  
4

## 子育てを支援する 生活環境の整備

安心して外出できる公共施設のバリアフリー化やシックハウス対策を推進します。また、安全で歩きやすい歩道の確保や、段差の解消など、安全で安心して利用できる道路環境整備を推進します。

- 施策 (1) 良好な居住環境の整備  
(2) 子育てにやさしい環境の整備  
(3) 安全・安心まちづくりの推進

テーマ  
5

## 職業生活と家庭生活 の両立の推進

仕事と子育ての両立に向けて、子育てをしている親が安心して働くことができる保育サービスの充実とともに、育児休業制度の普及・啓発など制度の定着・活用を図ります。

- 施策 (1) 男女の働き方の見直し等  
(2) 仕事と子育ての両立支援

テーマ  
6

## 子ども等の安全の確保

交通安全や、犯罪から子どもを守る環境整備活動を推進します。また、青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、地域住民と連携・協力して健全育成活動に取り組みます。

- 施策 (1) 子どもの交通安全の確保  
(2) 子どもを犯罪から守る環境および活動の推進  
(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

テーマ  
7

## 要支援児童への対応

児童虐待防止に向けた取り組みに努めます。また、障害のある子どもとその家族が地域で交流できるよう、地域住民の理解の促進に努めます。ひとり親家庭の相談体制や自立促進に向けた取り組みに努めます。

- 施策 (1) 児童虐待防止対策の充実  
(2) ひとり親家庭の自立支援  
(3) 障害児施策の充実



## 基本方針

# 健康でいきいきと 暮らし続けるまちづくり

市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につける努力をするなかで、家庭や地域の仲間、各種団体による支援により一人ひとりの健康づくりを取り組みやすくする一方、行政においてはこうした取り組みの後押しをする環境や仕組みづくりを担いながら、市民が健康でいきいきと暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

テーマ  
**1**  
健康的な生活習慣  
づくり

生涯を通じて健康でいきいきとした暮らしづくりに努めます。バランスの取れた食生活、運動の習慣化、こころの健康づくり、飲酒、喫煙に対する正しい知識の普及など市民一人ひとりが生活習慣の大切さを自覚し、健康的な生活習慣づくりに取り組むことができるよう支援します。

- 施策 (1) 意識啓発と健康づくり活動の推進  
(2) 食育の推進  
(3) 運動・身体活動の推進  
(4) こころの健康づくり  
(5) 飲酒、喫煙に対する正しい知識の普及

テーマ  
**2**  
生涯を通じた  
疾病予防の推進

子どもから高齢者まで総合的な健康づくりを支援します。安心して出産・子育てができる環境の整備を進め、医療保険者によるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診の受診率の向上や、特定保健指導など適正な生活習慣づくりに努めます。

また、介護予防など高齢者の健康づくりを推進します。

- 施策 (1) 母子保健事業の推進  
(2) 特定健診・特定保健指導の充実  
(3) 感染症等の予防の推進  
(4) がん予防の充実  
(5) 歯の健康の推進  
(6) 高齢者の健康づくりの推進

テーマ  
**3**  
地域医療と健康づくりを  
支える環境の整備

かかりつけ医をもつことを推進するとともに、地域の医療資源の活用が円滑にできるよう地域医療のネットワーク化を推進します。

また、健康づくり環境の整備、新たな健康づくりの拠点となる稲城市健康プラザの開設、市全体で健康づくりに取り組む仕組みづくりなど、健康づくりを支える環境整備を図ります。

- 施策 (1) 地域医療の充実  
(2) 市立病院と救急医療体制の充実  
(3) 健康づくり環境の整備  
(4) 保健医療・福祉の連携  
(5) 人とペット（動物）が共生できる社会の推進



# 稲 城 市

編集・発行 稲城市福祉部

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地 TEL 042-378-2111 (代表)